

起業家必見！ 美馬市創業等促進事業補助金の交付申請について



美馬市で新たに創業または第二創業をする市民や移住者に対して、必要な経費の一部を補助します。申込方法など、詳細はホームページをご覧ください。企業応援課までお問い合わせください。

もっと知りたい！
美馬市創業等促進事業補助金

▶対象

- 令和6年3月末日までに創業または第二創業を行い、次のいずれかに該当する方
- ①個人にあつては、本市に住所を有する方もしくは移住者かつ事業所の所在を本市とする方
 - ②法人にあつては、事業所の所在を本市とし、かつその代表取締役または代表社員となる方
- ※大企業またはみなし大企業でないこと。市税を滞納していないこと。
 ※補助対象期間内に、同一の事業計画で補助金の交付を受けていないこと。
 ※訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
 ※申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。

☎ 企業応援課 ☎ 5 2 - 1 2 6 3 FAX 5 2 - 1 2 0 0
 ✉ kigyououen@mima.i-tokushima.jp

女性のためのがん検診

子宮頸がん・乳がん検診を実施します。（※2年に1回の隔年受診）
 受診方法には集団検診と医療機関検診があります。なお、集団検診は予約制で時間指定とします。検診内容や申込方法など、詳細は広報みま4月号と一緒にお配りしたチラシをご覧ください。

▶対象

子宮頸がん検診：20歳以上（令和6年3月31日現在）の女性
 乳がん検診：40歳以上（令和6年3月31日現在）の女性
 ※令和4年度に受診された方は受診することができません。

▶負担金

子宮頸がん検診：集団 1,000円 医療機関 1,200円
 乳がん検診：集団 1,000円 医療機関 1,500円

WEBからお申し込みできます！

集団検診を希望される方



医療機関検診を希望される方



☎ 保険健康課 ☎ 5 2 - 5 6 1 1

令和5年度経営所得安定対策等事業の受付が始まります

▶受付日程と受付場所

- [脇地区] 4月17日(月)～5月2日(火)
農林課（市役所北館4階）
- [美馬地区] 5月8日(月)～5月12日(金)
美馬町市民サービスセンター
- [穴吹地区] 5月15日(月)～5月26日(金)
農林課（市役所北館4階）
- [木屋平地区] 4月17日(月)～5月26日(金)
木屋平市民サービスセンター

▶受付時間

午前9時～午後4時
 ※閉庁日を除く

▶必要なもの

- ①営農計画書（B4サイズ）
 - ②交付申請書
 - ③印鑑
 - ④通帳のコピー
- ※③④は新規または口座変更などの場合

水田活用の直接支払交付金

水田で対象作物を生産する販売農家・法人組織への助成

▶対象

実需者との販売契約等に基づき対象作物を生産する販売農家・集落営農等

▶助成内容

別表①をご確認ください。
 ※別表①に記載しているもののほか、地域の実情に応じて水田で生産するWCS用稲・麦・大豆等の戦略作物の生産性向上等の取組、地域振興作物（野菜等）の生産の取組などを支援します。
 ※産地交付金の助成内容については、現在、徳島県が農林水産省と協議中であり、今度変更されることがあります。また、交付単価は上限金額であり、単価調整の可能性があります。

別表①(水田活用の直接支払交付金の助成内容)

	対象作物	交付単価(10aあたり)
戦略作物助成	麦・大豆・飼料作物	35,000円
	WCS用稲	80,000円
	加工用米	20,000円
産地交付金	飼料用米	収量に応じ 55,000円～105,000円
	そば・なたね助成(基幹作)	20,000円(上限)
	そば二毛作助成	6,600円(上限)
	耕畜連携助成(継続分)	9,200円(上限)
	構築連携助成(新規拡大分)	8,400円(上限)

畑作物の直接支払交付金

水田・畑で対象作物を生産する認定農業者・認定新規就農者・集落営農等への助成

▶対象

認定農業者、認定新規就農者、集落営農

▶交付単価

生産量と品質に応じて交付します。別表②に例を記載していますのでご確認ください。
 ※農産物検査を受検し、一定以上の格付けがなされたものが対象です。
 ※令和5年度から課税事業者向けと免税事業者向けに分かれました。

別表②(畑作物の直接支払交付金の交付単価例)

数量払(免税事業者)	小麦(5,470円/60kg) 大豆(9,400円/60kg) そば(13,800円/45kg) 等
数量払(課税事業者)	小麦(5,060円/60kg) 大豆(8,990円/60kg) そば(13,800円/45kg) 等

☎ 農林課 ☎ 5 2 - 5 6 0 9 中国四国農政局徳島県拠点 ☎ 0 8 8 - 6 2 2 - 6 1 3 1

後期高齢者医療保険料が変わります

令和5年度から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、均等割額軽減世帯の所得判定基準の見直しが行われます。

今回の見直しにより負担が増加する方もいらっしゃいますが、後期高齢者医療保険制度の安定に不可欠なものですのでご理解ください。ご希望の申請を申し上げます。

保険料の通知

個人ごとの保険料額は、8月に送付予定の保険料額決定通知書でお知らせします。

保険料は、一人一人が等しく負担する「均等割額」と前年度の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して決められます。

一人当たりの保険料（年額）
上限額 66万円※100円未満切り捨て

均等割額 56,044円 + 所得割額
基礎控除（43万円）
後の総所得金額等 × 所得割率（10.47%）

保険料の軽減があります

●所得の低い世帯

世帯の所得に応じて、均等割額が2割、5割または7割軽減されます。

●被扶養者だった方

制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者だった方は、所得割額の負担がなく、制度の被保険者になつてから2年の間、均等割額が5割軽減されます。

軽減割合	改正前	改正後
5割	43万円+「28万5,000円×世帯の被保険者数」+「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下	43万円+「29万円×世帯の被保険者数」+「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下
2割	43万円+「52万円×世帯の被保険者数」+「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下	43万円+「53万5,000円×世帯の被保険者数」+「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下

均等割額軽減世帯の所得判定基準が見直されます
世帯主と加入者の前年の総所得金額などの合計に応じて、均等割額から該当する軽減割合が減額されます。今回、5割軽減、2割軽減となる基準が改正されました。

問 保険健康課 ☎5215601
徳島県後期高齢者医療広域連合 ☎088167713666

国民健康保険税率等を改定します

国民健康保険税の算定に含まれていた資産割の廃止に伴い、税率を令和3年度から令和5年度にかけて段階的に見直してきました。令和5年度は新税率移行への最終年度となります。また、税制改正に伴い、賦課限度額についても変更となります。

今回の改定により負担が増加する世帯もありますが、国民健康保険制度の安定に不可欠なものですのでご理解ください。ご希望の申請を申し上げます。

保険税の通知

国民健康保険税額は7月上旬に送付予定の納税通知書でお知らせします。

国民健康保険税は、加入者一人一人の前年中の総所得金額等に応じて「医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分」の3つの区分ごとに金額を算出し、世帯で合算した上で世帯主に賦課します。

問 税務課（国民健康保険税担当）

☎5215603

税率と賦課限度額の変更

		令和4年度	令和5年度
医療給付費分	所得割	8.75%	8.80%
	資産割	15.00%	0.00%
	均等割	29,000円	32,000円
	平等割	22,800円	21,000円
	賦課限度額	650,000円	650,000円
後期高齢者支援金分	所得割	2.70%	2.70%
	資産割	5.00%	0.00%
	均等割	8,400円	10,000円
	平等割	5,100円	6,000円
	賦課限度額	200,000円	220,000円
介護納付金分	所得割	2.50%	2.70%
	資産割	1.00%	0.00%
	均等割	12,000円	15,000円
	平等割	1,200円	0円
	賦課限度額	170,000円	170,000円

均等割および平等割軽減世帯の所得判定基準額が見直されます

世帯主と加入者の前年の総所得金額などの合計に応じて、均等割および平等割から該当する軽減割合が減額されます。今回、5割軽減、2割軽減となる基準が改正されました。（22ページ中段の表参照）

- ・所得割=加入者の所得に応じて計算
- ・資産割=加入者の固定資産税額（土地・家屋）に応じて計算
- ・均等割=加入者1人あたりの金額
- ・平等割=1世帯あたりの金額

補助金を利用して災害に強い住宅へ

問 ①～⑤ 住宅・拠点整備課 ☎52-5612、⑥ 都市政策課 ☎52-5607

① 木造住宅住替え支援事業

住替えや建替えに伴い木造住宅を取り壊したい方に補助を行います。
【対象要件】耐震診断で「倒壊する可能性がある」と判定された住宅、昭和56年5月31日以前に着工されたもので現在居住している住宅
【補助金】最高30万円
【募集件数】5戸（先着順）
【申込期限】12月28日（木）

② 木造住宅耐震診断支援事業

耐震診断員が、ご自宅を訪問し、現地調査（2時間程度）を行います。
【主な対象要件】平成12年5月31日以前に着工されたもの、木造かつ在来軸構造・伝統的構法・枠組壁工
【費用】3,000円（長屋・共同住宅の場合6,000円）
【募集戸数】30戸（先着順）
【申込期限】令和6年1月31日（水）

③ シェルター設置支援事業

住宅の倒壊から命を守るためのシェルター設置に対する補助を行います。
【主な対象要件】耐震診断で「倒壊する可能性がある」と判定された住宅、現在居住している住宅
【補助金】
シェルター設置工事 最高100万円
耐震ベッド設置工事 最高40万円
＜上乗せ補助＞※諸条件あり
・スマート化（IoT）最高30万円
・リフォーム工事 最高40万円
【募集件数】予算の範囲内
【申込期限】11月30日（木）

④ 木造住宅耐震補強計画作成支援事業

耐震診断結果を元に、改修工事の参考となる補強計画と概算費用を提示します。
【対象要件】耐震診断で、「倒壊する可能性がある」と判定された住宅※耐震診断の実施が平成25年度以前の場合は、再度耐震診断から行う必要があります。※耐震シェルター設置や住替え（除却）を予定している方は、お申込みできません。
【費用】無料
【募集件数】30戸（先着順）
【申込期限】12月28日（木）

⑤ 木造住宅耐震改修支援事業

耐震診断で「倒壊する可能性がある」と判定された住宅を対象に耐震改修の補助を行います。※対象要件がありますのでお問い合わせください。
【補助金】最高100万円
＜上乗せ補助＞※諸条件あり
・感震ブレーカー設置 定額10万円
・スマート化（IoT）最高30万円
・リフォーム工事 最高40万円
【募集件数】10戸（先着順）
【申込期限】10月31日（火）

⑥ 老朽危険空き家除却支援事業

危険な空き家の除却に対する費用を助成します。まずは、事前調査にお申込みください。
※事前調査において、「老朽危険空き家の判定基準」の評点100点以上かつ道路閉塞又は隣地へ悪影響を及ぼす恐れがあると判定された老朽危険空き家が補助対象となります。他の対象要件はお問い合わせください。
【補助金】最高80万円
【募集件数】事前調査…50件（先着順）
補助申請…予算の範囲内（申請多数時は、老朽危険度が高いものを優先）

税の減免申請について

納税通知書が届いてから、必要なものをご持参のうえ、税務課または各市民サービスセンター窓口で申請書を記入してください。

▼申請期限 5月31日（水）

減免の手続きにはマイナンバーと本人確認書類が必要です

納税義務者の個人番号が必要です。個人番号カード（顔写真有り）または個人番号通知カード（顔写真なし）と運転免許証等本人確認できるもの（顔写真なしの証明書の場合は公的機関の発行のものが2種類必要）を持参してください。代理人の場合も個人番号カード等本人確認できるものが必要です。なお、代理人の場合は委任状が必要です。

■ 固定資産税の減免

- ▼減免の対象となる固定資産
 - ①生活困窮によって公的扶助を受けている方が所有する固定資産
 - ②公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
 - ③災害や天候不順により著しく価格を減じた固定資産

税務課（固定資産税担当）
☎5215602

■ 軽自動車税（種別割）の減免

軽自動車税（種別割）の減免申請の手続きは、毎年必要です。減免を受けられる方は必ず申請してください。※普通自動車、二輪車も含め減免を受けられるのは1人1台のみです。（構造、公益減免は除く。）

▼減免の対象となる車両と障がい

- ▼必要なもの
 - ①各種障害者手帳
 - ②運転免許証
 - ③自動車検査証

税務課（軽自動車税担当）
☎5215603

犬およびねこの避妊・去勢手術に対する助成金制度の受付を開始します

ペットを適切に飼うことは飼い主の義務です。殺処分されてしまう犬やねこを減らすためにも、積極的に制度をご活用ください。

▶助成要件

- ①美馬市在住の市民により飼育されている犬およびねこであること
- ②犬については美馬市で登録済みであり、かつ、令和5年度の狂犬病予防注射を接種済みであること
- ③申請時点で手術を未実施であること
- ④手術する病院は原則美馬市内の動物病院であること

▶助成額 1頭につき5,000円
※令和5年度助成件数の上限は170頭（先着順）

▶申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・（犬の場合）鑑札、狂犬病予防注射済票



問 環境下水道課 ☎52-8020

地域おこし通信



地域おこし協力隊が、市の魅力や活動内容をお伝えします

木屋平に来てみて

最初にこの地に赴任した時には、その山の奥深さと野生動物との遭遇率に驚いたものでした。長く都市部に居住していた身として「えらいとこにきたものだ」と考えさせられることもありました。加えて、予想以上の積雪です。「年に2、3回雪が降る」と聞いていましたが、実際目の当たりにしてみるとその過酷さに辟易した、というのが本音であります。

現在、木屋平の良いところが段々と見えてくるようになりまし。例えば、木々が織りなす色彩豊かな景色、川が奏でる心地よいサウンド、山奥の過疎地ならではの人の穏やかさ、平和で静かな土地柄といった他では得難い環境です。そういった、当初見えなかった木屋平の良い一面を実感できる余裕が出てくると、却って「私はここに來るべくして來たのだなあ」と、この縁をポジティブに受け止められるようになりまし。



や不便さにも慣れ、社会面では私を覚えてくださり、親しみをもって接して下さる方の存在など、より生活しやすい環境が整ってきまし。また木屋平ラクバス運行業務においても「いつもありがと」「またお願いますね」とのお声をくださる利用者のほか、「ウチもラクバスに登録します」と言ってくれる未登録の方や、私の地域おこし案にも耳を傾けてくださる方も出てきました。

隊員 樋口雅武

▶減免対象となる障がいの範囲

障害区分	身体障害者手帳				戦傷病者手帳										
	級		別		項		症								
視覚障害	1	2	3	4'	特別	1	2	3	4						
聴覚障害			2	3	特別	1	2	3	4						
平衡機能障害				3	特別	1	2	3	4						
音声機能障害 ※咽頭摘出の場合に限る				3	特別	1	2								
上肢不自由	1	2			特別	1	2	3							
下肢不自由	1	2	3	4	5	6	特別	1	2	3	4	5	6		
体幹不自由	1	2	3		5	特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3
乳児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢	1	2												
		移動	1	2	3	4	5	6							
心臓機能障害	1		3		特別	1	2	3							
腎臓機能障害	1		3		特別	1	2	3							
呼吸器機能障害	1		3		特別	1	2	3							
ぼうこうまたは直腸機能障害	1		3		特別	1	2	3							
小腸機能障害	1		3		特別	1	2	3							
免疫機能障害	1	2	3												
肝臓機能障害	1	2	3												

療育手帳 障害の程度A
精神障害者保健福祉手帳 障害等級1級

※内は、障がい者本人の運転に限り減免できません。※視覚障害4'は、両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の方。※重複して障がいをお持ちの方も個々の障がいで判定となります。

▶減免対象となる車両

	車の所有者	用途
本人運転	障がい者本人	制限なし
家族運転	障がい者本人または障がい者の同世帯家族※家族の場合は、障がい者本人が18歳未満かつ、療育手帳該当者または精神障がいであること	専ら障がい者のために使用される軽自動車で、通院通学通所、生業で使用される場合に限る
介護者運転	障がい者本人	

※構造減免、公益減免につきましてはお問合せください。

キャッシュレス納税が便利！

令和5年度から、軽自動車税（種別割）と固定資産税について、納付書に印字された地方税統一QRコード（eLQR）やeL番号を利用して、ご自宅のパソコンやスマートフォンなどから、クレジットカード（別途手数料が必要ですが）やスマホ決済アプリなどで納付ができるようになります。

詳しくは、「地方税お支払いサイト」をご確認ください。



問 税務課（収納担当）☎5215603